

## 清瀬市教育委員会後援名義使用承認事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、清瀬市教育委員会(以下「委員会」という。が、各種事業を行う団体等について、後援の名義使用を承認する場合の基準及び手続等について定めることを目的とする。

### (承認の基準)

第2条 名義使用承認基準の事業内容は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 事業内容が明らかに、市民の生活、教育、文化及びスポーツ等の向上普及に寄与し、公益性のあるものであること。ただし、宗教及び政治活動と認められるものは除く。
- (2) 営利及び売名を目的としないものであること。
- (3) 公正な団体で政治的中立の趣旨に反しないものであること。
- (4) 特定の流派及び個人の発表会等でないこと。
- (5) 主催者又は主催団体の存在が明確なこと。
- (6) 入場料その他これに類するものを徴収しないこと。ただし、当該事業の運営に係る経費のみに充てるもので、特に必要と認めるものは除く。
- (7) 事業内容が教育行政の一環として適正であること。
- (8) 次のいずれかに該当すること。
  - ア 開催地が清瀬市内であること。
  - イ 主催者が清瀬市に住所を有すること。
  - ウ 主催団体が清瀬市内に所在すること。ただし、清瀬市民が参加する事業で、事業内容等が特に適当であると委員会が認めたときは、この限りでない。
- (9) 事業規模が名義使用にふさわしく、かつ、事業内容が委員会の教育行政の運営に関する一般方針に反しないものであること。
- (10) 開催の場所が、公衆衛生及び災害防止について十分な設備及び設置が講ぜられていること。

### (承認の対象)

第3条 主催者又は主催団体が、次の各号の一に該当するものであること。

- (1) 官公庁及びこれに準ずる団体
- (2) 公益法人及びこれに準ずる団体
- (3) 学校及び学校の連合体
- (4) 社会教育団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、芸術、芸能、文化及びスポ

ーツ等事業内容から特に委員会が認めたもの。

(承認の申請)

第4条 委員会の名義を使用しようとする者は、事業実施日の1か月前までに、後援名義使用申請書(第1号様式)に次の各号に定める書類を添付し、委員会に提出しなければならない。

- (1) 主催者の存在を明確にする書類
- (2) 役員等事業関係者の住所及び身分等を明らかにする書類
- (3) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類
- (4) その他委員会が必要と認める書類

(承認の決定)

第5条 委員会は、前条の申請があった場合において、承認することを決定したときは、申請者に後援名義使用承認書(第2号様式)を交付する。

(承認の条件)

第6条 委員会は、承認基準に該当していると認めるときは、次の条件を付して承認することができる

- (1) 名義使用の承認期間は、承認した日から当該事業終了までとし、長期にわたるものは3か月を限度とする。ただし、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 名義使用は、申請のあった事業についてのみ使用承認する。
- (3) 広告、パンフレットその他印刷物等を作成する場合は、事前に原稿等を提出すること。
- (4) 名義使用を承認したものについての事務分担及び経費負担は一切しない。

(承認事項の変更)

第7条 名義使用の承認を受けた者が、事業の内容を変更する場合は、速やかに承認事項変更申請書(第3号様式)を委員会に提出し、変更の承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の申請による変更を承認したときは、申請者に承認事項変更承認書(第4号様式)を交付する。

(承認の取消)

第8条 委員会は、名義使用を承認した者が、次の各号の一に該当したときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により後援の承認を受けたとき。
- (2) 承認の条件に違反したとき。
- (3) その他この要領に違反したとき。

（実績報告）

第 9 条 名義使用を承認された者は、当該事業を終了したときは、速やかに後援事業実績報告書（第 5 号様式）を委員会へ提出しなければならない。

附 則

この要領は、昭和 6 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。